

平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項、第二十一条の四第三項及び第四項、第二十一条の五第三項、第二十一条の八第一項、第三十一条並びに第三十一条の二第三項並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）第七條及び第八條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等（第四条―第十二条）
- 第三章 特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等（第十三条―第二十条）
- 第四章 雑則（第二十条の二―第二十三条）

第一章 総則

第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第十号から第十六号までに掲げる者をいう。
- 二 「特定輸送排出者」とは、令第五条第二号から第九号までに掲げる者をいう。
- 三 「特定事業所」とは、令第六条に掲げる事業所をいう。
- 四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調整して得た温室効果ガスの排出量をいう。

五 「国内認証排出削減量」とは、国内における他の者の温室効果ガスの排出量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

六 「海外認証排出削減量」とは、海外における他の者の温室効果ガスの排出量の削減等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

七 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」とは、非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）を電気に変換することにより削減がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

第二条 削除

第三条 法第二十六条第一項の主務省令で定める期間（以下「算定排出量算定期間」という。）は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質について、当該各号に定める期間とする。

- 一 二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素
- 二 令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下単に「ハイドロフルオロカーボン」という。）、令第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン（以下単に「パーフルオロカーボン」という。）、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素
- 一月一日から翌年三月三十一日まで
- 令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下単に「ハイドロフルオロカーボン」という。）、令第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン（以下単に「パーフルオロカーボン」という。）、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素
- 一月一日から十二月三十一日まで

第二章 特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の報告等

第四条 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を作成して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出し行なうことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出し行なうことができる。

2 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。）とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）及び代表者の氏名
- 二 特定事業所排出者において常時使用される従業員の数
- 三 特定事業所排出者において行われる事業
- 四 直近の算定排出量算定期間におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- 五 直近の算定排出量算定期間における二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。）の温室効果ガス算定排出量
- 六 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の二酸化炭素削減相当量
- 七 直近の算定排出量算定期間における一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- 八 直近の算定排出量算定期間におけるハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量
- 九 直近の算定排出量算定期間におけるパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量
- 十 直近の算定排出量算定期間における六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- 十一 直近の算定排出量算定期間における三ふつ化窒素の温室効果ガス算定排出量
- 十二 直近の算定排出量算定期間における調整後温室効果ガス排出量

3 特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第三号から第十号までに掲げる事項については、それぞれ当該特定事業所が令第六条第一号から第八号までに掲げる事業所に該当する場合に限る。）とする。

- 一 特定事業所の名称及び所在地
- 二 特定事業所において行われる事業
- 三 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- 四 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。）の温室効果ガス算定排出量
- 五 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のメタンの温室効果ガス算定排出量
- 六 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- 七 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量
- 八 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量
- 九 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- 十 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の三ふつ化窒素の温室効果ガス算定排出量の合計量

4 特定事業所排出者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における第二項第四号及び前項第三号に掲げる事項の報告（同号に掲げる事項の報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に限り、）は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省令・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って

- 一 特定事業所の名称及び所在地
- 二 特定事業所において行われる事業
- 三 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- 四 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。）の温室効果ガス算定排出量
- 五 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のメタンの温室効果ガス算定排出量
- 六 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- 七 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量
- 八 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量
- 九 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- 十 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の三ふつ化窒素の温室効果ガス算定排出量の合計量

発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量及び同条第二項に規定する方法により算定された当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

5 第二項第四号及び第三項第三号に掲げる事項の報告は、算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料ごとに特定事業所排出者において行われた当該燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の量を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量及び当該特定事業所排出者において行われた令第七条第一項第一号イに規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する当該物質の量(算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴って発生する当該物質の量を除く)に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

6 第二項第五号及び第三項第四号に掲げる事項の報告は、特定事業所排出者において行われた廃棄物の焼却(熱回収(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。))を行うものに限る。以下この項において同じ。)に伴って発生する二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生するものを除く)の排出量に一を乗じて得た量及び当該特定事業所排出者において行われた令別表第七の中欄に掲げる当該物質の排出を伴う事業活動(廃棄物の焼却を除く。)の区分に応じ同表の下欄に掲げる量(廃棄物の焼却に伴って発生する当該物質の量を除く)を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

7 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該報告が法第二十七条第一項の請求に係るものであることの有無及び法第三十二条第一項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。

8 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

9 第一項に規定する報告書の様式は、様式第一によるものとする。  
第四条の二 前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び

海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この項及び第二十条の二第二項において同じ。))のものに乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に定める熱の量に同号に定める係数に乗じて得られる量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第二号に定める熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者(熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。))のものに乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書(エネルギー供給事業者によるエネルギーの効率的環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成二十二年経済産業省令第四十三号)第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下この項において同じ。))の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者(電気事業法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この項において同じ。))が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものに乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。  
3 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項の規定による説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。  
第五条 次に掲げる算定方法又は係数を用いて温室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。  
一 令第七条第一項第一号イ(2)及び別表第七から別表第十三までの下欄に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数  
二 算定省令第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第八条の二までに定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数  
三 算定省令第二条第三項、第五項及び第六項第二号に定める係数  
2 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。  
3 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う第一項の説明は、当該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣に対して行うものとする。  
第五条の二 法第二十六条第二項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる加盟者が設置する事業所において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。  
一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる事項  
イ エネルギーの使用の状況の報告に関する事項  
ロ 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項  
二 前号に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガス 次に掲げる事項  
イ 温室効果ガス(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。ロにおいて同じ。))の排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項  
ロ イの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、令別表第七から別表第十三までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項  
2 連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項各号に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵

守するよう約款に定めがある場合には、約款に当該各号の定めがあるものとみなす。  
第六条 特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名  
二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量(同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量)又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十三号に掲げる事項三 前号に規定する量の情報が公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実  
2 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う法第二十七条第一項の規定による請求は、当該請求に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。  
3 第一項に規定する請求書の様式は、様式第一の二によるものとする。  
第七条 法第二十七条の主務省令で定める合計した量は、次のとおりとする。  
一 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定に基づき報告される事項にあっては、特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を当該特定事業所排出者に係る事業ごとに合計した量  
二 特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定に基づき報告される事項にあっては、特定事業所排出者に係る



<p>4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第一号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という</p>	<p>第四十条事業所エネルギーの使用の合理化及び非の二第管大臣          化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣</p>	<p>第四十条事業所エネルギーの使用の合理化及び非の二第管大臣          化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣</p>	<p>第四十条事業所エネルギーの使用の合理化及び非の二第管大臣          化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣</p>	<p>掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
--	--	--	--	---

<p>4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第一号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という</p>	<p>第四十条事業所エネルギーの使用の合理化及び非の二第管大臣          化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣</p>	<p>第四十条事業所エネルギーの使用の合理化及び非の二第管大臣          化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣</p>	<p>第四十条事業所エネルギーの使用の合理化及び非の二第管大臣          化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣</p>	<p>。であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該酸炭素の排出量について法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
--	--	--	--	--

<p>4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第三十一条第二項第一号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という</p>	<p>第四十条事業所エネルギーの使用の合理化及び非の二第管大臣          化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣</p>	<p>第四十条事業所エネルギーの使用の合理化及び非の二第管大臣          化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣</p>	<p>第四十条事業所エネルギーの使用の合理化及び非の二第管大臣          化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣</p>	<p>第四十条事業所エネルギーの使用の合理化及び非の二第管大臣          化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣</p>
--	--	--	--	--

<p>3 二以上の事業を行う特定輸送排出者が行う第一項の説明は、当該特定輸送排出者における主</p>	<p>2 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。</p>	<p>1 令第五条第二号に掲げる者 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度</p>	<p>2 令第五条第六号に掲げる者 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二百九十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度</p>	<p>1 令第五条第二号に掲げる者 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度</p>
--	--	--	--	--

1 令第五条第二号に掲げる者 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十五条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

2 令第五条第六号に掲げる者 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第二百九十九条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

3 令第五条第九号に掲げる者 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四百三十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する年度の翌年度

4 特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該報告が法第二十七条第一項の請求に係るものであることの有無及び法第三十二条第一項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。

5 以上の事業を行う特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該特定輸送排出者における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

6 次に掲げる算定方法又は係数を用いて温室効果ガス算定排出量を算定した特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告は、当該算定方法又は係数について行うものとする。

7 令第七條第一項第一号ロ（2）及びハ（2）並びに算定省令第九條第一号に定める算定方法及び異なる算定方法

8 算定省令第二條第三項及び第五項に定める係数

9 算定省令第二條第四項に定める係数と異なる係数

10 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

11 二以上の事業を行う特定輸送排出者が行う第一項の説明は、当該特定輸送排出者における主

たる事業を所管する大臣に対して行うものとする。

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第十五条 特定輸送排出者が行う法第二十七条第一項の請求は、毎年度六月末日までに、第十三条に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 公にされることにより、当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがあると思量する第十三条第二項第三号に規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量

三 前号に規定する量の情報が公にされることにより、当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがあると思量する理由及びその根拠となる事実

2 二以上の事業を行う特定輸送排出者が行う法第二十七条第一項の規定による請求は、当該特定輸送排出者における主たる事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

3 第一項に規定する請求書の様式は、様式第一の二によるものとする。

第十六条 特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量を企業その他の事業者ごとに合計した量をもって法第二十八条第一項の規定による通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがないものを合計した量をもって行うものとする。

(特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法)

第十七条 法第二十八条第三項の規定による特定輸送排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、令第五条第二号、第六号から第九号までに掲げる者に係る第十三条第二項第三号に掲げる量並びに令第五条第三号から第五号までに掲げる者に係る第十三条第二項第三号に掲げる量

について、それぞれ次の各号に掲げる項目ごとに集計することによって行うものとする。

一 企業その他の事業者

二 業種 (集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知)

第十八条 法第二十八条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であつて特定輸送排出者に係るものが通知されることにより、法第二十七条第三項の規定に係る特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第二十八条第四項ただし書の規定による通知は、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定輸送排出者の権利利益が害されるおそれがないものを前条各号に掲げる項目ごとに合計した量をもって行うものとする。

(温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報の提供)

第十九条 特定輸送排出者が行う法第三十二条第一項の規定による情報の提供は、第十三条第一項に規定する報告書に、様式第二による書類を添付することにより行うことができるものとする。

第二十條 令第八條第三項、第四項、第七項及び第八項の表の下欄の主務省令で定める事項は、第十三条第二項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第七十七条第一項(同法第四十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第三十一条第一項(同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第三十六条第一項(同法第四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第四十五条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(同法第三十四条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。))がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定

の適用については、次の表の上欄に掲げる規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十四条第一項及事業所管大臣

国土交通大臣

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第一百五十一条(同法第二百一十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第九十九条第一項(同法第二百一十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(同法第一百七十七条第二項に規定する認定管理統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。))がエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十四条第二項

を所管する大臣

第十事業 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号) 第一百五十一条(同法第二百一十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))又は同法第九十九条第一項(同法第二百一十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))に規定する主務大臣

第十事業 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号) 第一百五十一条(同法第二百一十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))又は同法第九十九条第一項(同法第二百一十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))に規定する主務大臣

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換

等に関する法律第九十九条第一項(同法第二百一十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による報告のうち同法第一百七十七条第二号に規定する管理関係荷主の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十四条第一項及事業所管大臣

国土交通大臣

第十四条第二項

第十四事業 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号) 第九十九条第一項(同法第二百一十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))に規定する主務大臣

第十四事業 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号) 第九十九条第一項(同法第二百一十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。))に規定する主務大臣

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第三十六条第一項(同法第四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による報告のうち同法第三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十四条第一項及事業所管大臣

国土交通大臣



厚生労働省特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国では、四国厚生支局長）  
 農林水産省特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所の権限  
 経済産業省特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長  
 国土交通省特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、国土交通省運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長

環境大特定排出者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

附則抄

（施行期日）  
 第一条 この命令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）  
 第二条 令第五条第九号から第十一号までに掲げる者であつて特定事業所排出者であるものが平成十九年度に行う法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る第四条第二項第九号から第十一号までの規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは「直近の算定排出量算定期間又は平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」とする。

第三条 令第五条第三号に掲げる者が平成十九年度に行う法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る第十三条第一項及び第十五条第一項の規定の適用については、第十三条第一項中「毎年度（次の各号に掲げる特定輸送排出者にあつては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第十五条第一項において同じ。）六月末日」とあり、及び第十五条第一項中「毎年度六月末日」とあるのは、「平成十九年九月末日」とする。

（経過措置）  
 第三条 令第五条第三号に掲げる者が平成十九年度に行う法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る第十三条第一項及び第十五条第一項の規定の適用については、第十三条第一項中「毎年度（次の各号に掲げる特定輸送排出者にあつては、当該各号に定める年度以降、毎年度。第十五条第一項において同じ。）六月末日」とあり、及び第十五条第一項中「毎年度六月末日」とあるのは、「平成十九年九月末日」とする。

附則（平成一九年四月二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）  
 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（平成二一年六月二三日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定（第十八条第一項）を「第十九条の二第一項」に改める部分に限る。及び様式第二の改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。  
 （経過措置）  
 2 この命令による改正後の温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令（次項及び第四項において「新報告命令」という。）の規定は、平成二十二年四月以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用する。  
 3 平成二十二年における新報告命令第四条第一項及び第六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「七月末日」とあるのは、「十一月末日」とする。  
 4 平成二十二年における令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、令第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン及び六つつ化硫黄の報告に係る新報告命令第四条第二項第八号から第十号まで及び同条第三項第七号から第九号までの規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは、「直近の算定排出量算定期間又は平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」とする。

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。ただし、様式第一第五表の三の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。  
 附則（平成二七年五月二二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）  
 2 この命令による改正後の温室効果ガス算定排出量の報告等に関する命令（以下「新報告命令」という。）の規定は、平成二十七年四月以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用する。ただし、新報告命令第一条及び第三条から第八条までの規定は、平成二十八年四月以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用し、平成二十七年四月以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量については、なお従前の例による。  
 3 平成二十八年度における地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、同令第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン及び三つつ化窒素の報告に係る新報告命令第四条第二項第八号、第九号及び第十号並びに同条第三項第七号、第八号及び第十号の規定の適用については、これらの規定中「直近の算定排出量算定期間」とあるのは、「直近の算定排出量算定期間又は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」とする。

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（平成二八年三月二九日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（平成二八年五月二七日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（平成二九年三月三十一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

（施行期日）  
 1 この命令は、公布の日から施行する。  
 附則（令和元年一月一〇日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）

(施行期日)  
第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年三月三十一日内閣府・総務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号)  
第一条 この命令は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 第一条の規定による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定は、令和四年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量について適用する。

第三条 この命令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令で定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年八月五日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号)  
この命令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号)  
この命令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等

に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年二月二十二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号)

(施行期日)  
1 この命令は、令和六年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 この命令による改正後の規定は、令和六年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第一項の規定による報告について適用する。

3 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(以下この項において「報告命令」という。)第四条第二項第四号から第十二号まで及び第三項第三号から第十号までに掲げる事項については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日前に報告命令第三条各号に規定する算定排出量算定期間が開始した場合であつて、やむを得ない理由がある場合には、概算で報告することができる。

様式第1(第4条関係)

※ 1. 本欄には、報告対象となる排出量を記載する。2. 本欄には、調整後温室効果ガス算定排出量を記載する。3. 本欄には、報告対象となる排出量のうち、温室効果ガス削減率を記載する。

※ 4. 本欄には、報告対象となる排出量のうち、温室効果ガス削減率を記載する。5. 本欄には、報告対象となる排出量のうち、温室効果ガス削減率を記載する。6. 本欄には、報告対象となる排出量のうち、温室効果ガス削減率を記載する。7. 本欄には、報告対象となる排出量のうち、温室効果ガス削減率を記載する。8. 本欄には、報告対象となる排出量のうち、温室効果ガス削減率を記載する。9. 本欄には、報告対象となる排出量のうち、温室効果ガス削減率を記載する。10. 本欄には、報告対象となる排出量のうち、温室効果ガス削減率を記載する。





表 10-2-1 2014年度の収入と支出の対比（収入超過額）

項目	収入	支出
1. 収入	1,000,000	
2. 支出		1,000,000
3. 収入超過額	1,000,000	

備考：収入超過額は、収入が支出を上回った額を指し、収入超過額が収入の総額の10%以上を超過する場合は、収入超過額を収入の総額の10%に引き上げなければならない。

表 10-2-2 2014年度の収入と支出の対比（支出超過額）

項目	収入	支出
1. 収入	1,000,000	
2. 支出		1,500,000
3. 支出超過額		500,000

備考：支出超過額は、支出が収入を上回った額を指し、支出超過額が支出の総額の10%以上を超過する場合は、支出超過額を支出の総額の10%に引き上げなければならない。

表 10-2-3 2014年度の収入と支出の対比（収入超過額）

項目	収入	支出
1. 収入	1,000,000	
2. 支出		1,000,000
3. 収入超過額	1,000,000	

備考：収入超過額は、収入が支出を上回った額を指し、収入超過額が収入の総額の10%以上を超過する場合は、収入超過額を収入の総額の10%に引き上げなければならない。

表 10-2-4 2014年度の収入と支出の対比（支出超過額）

項目	収入	支出
1. 収入	1,000,000	
2. 支出		1,500,000
3. 支出超過額		500,000

備考：支出超過額は、支出が収入を上回った額を指し、支出超過額が支出の総額の10%以上を超過する場合は、支出超過額を支出の総額の10%に引き上げなければならない。

表 10-2-5 2014年度の収入と支出の対比（収入超過額）

項目	収入	支出
1. 収入	1,000,000	
2. 支出		1,000,000
3. 収入超過額	1,000,000	

備考：収入超過額は、収入が支出を上回った額を指し、収入超過額が収入の総額の10%以上を超過する場合は、収入超過額を収入の総額の10%に引き上げなければならない。

表 10-2-6 2014年度の収入と支出の対比（支出超過額）

項目	収入	支出
1. 収入	1,000,000	
2. 支出		1,500,000
3. 支出超過額		500,000

備考：支出超過額は、支出が収入を上回った額を指し、支出超過額が支出の総額の10%以上を超過する場合は、支出超過額を支出の総額の10%に引き上げなければならない。

表 10-2-7 2014年度の収入と支出の対比（収入超過額）

項目	収入	支出
1. 収入	1,000,000	
2. 支出		1,000,000
3. 収入超過額	1,000,000	

備考：収入超過額は、収入が支出を上回った額を指し、収入超過額が収入の総額の10%以上を超過する場合は、収入超過額を収入の総額の10%に引き上げなければならない。

表 10-2-8 2014年度の収入と支出の対比（支出超過額）

項目	収入	支出
1. 収入	1,000,000	
2. 支出		1,500,000
3. 支出超過額		500,000

備考：支出超過額は、支出が収入を上回った額を指し、支出超過額が支出の総額の10%以上を超過する場合は、支出超過額を支出の総額の10%に引き上げなければならない。





① 本機の取替しに要する部品（主電源モーターの取替、高圧部品の取替等）

詳細情報

4. 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

詳細情報

5. 取替部品が本機の修理作業及び清掃作業等に要する部品取替以外の取替部品が本機の修理作業に要する部品に関する情報

(1) 取替部品が本機の修理作業及び清掃作業等に要する部品取替以外の取替部品が本機の修理作業に関する情報

① エアコンユニット取替部品等の取替部品

詳細情報

② 室外ユニット取替部品等の取替部品

詳細情報

(2) 本機の取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

詳細情報

(3) 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

詳細情報

(4) 本機の取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

詳細情報

6. 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

① 本機の取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

詳細情報

② 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

詳細情報

7. 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

(1) 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

① 本機の取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

② 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

③ 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

④ 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

⑤ 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

⑥ 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

⑦ 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

⑧ 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

⑨ 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

⑩ 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

⑪ 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報

⑫ 取替部品が本機の修理作業等に要する部品及び取替に要する工場の管理状況に関する情報



